

特別法人事業譲与税の概要

区 分	内 容
1 譲 与 団 体	都道府県
2 譲 与 総 額	特別法人事業税（国税）の収入額の全額 ※ 令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を含む。
3 譲 与 基 準	人口 ※ 不交付団体に対する譲与制限あり（当初算出額の75％を控除（財源超過額を上限））。
4 譲 与 時 期	5月、8月、11月、2月
5 譲与税の使途	条件・制限なし
6 R6地方財政計画	21, 186億円

（参考）特別法人事業税（国税）の概要

区 分	内 容																			
1 納 税 義 務 者	法人（法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者）																			
2 課 税 客 体	基準法人所得割額又は基準法人収入割額																			
3 課 税 方 式	申告納付																			
4 課 税 標 準 及 び 税 率	<table><tr><th>法人区分（概要）</th><th>標準税率</th><th>税率</th></tr><tr><td>資本金1億円超の普通法人</td><td rowspan="3">基準法人 所得割額</td><td>26.0%</td></tr><tr><td>特別法人</td><td>34.5%</td></tr><tr><td>資本金1億円以下の普通法人、公益法人等、 投資法人等</td><td>37%</td></tr><tr><td>電気供給業※、ガス供給業（導管ガス供給業）、 保険業を営む法人 ※次欄のものを除く</td><td rowspan="3">基準法人 収入割額</td><td>30%</td></tr><tr><td>電気供給業（小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給 事業）を営む普通法人</td><td>40%</td></tr><tr><td>ガス供給業（特定ガス供給業）</td><td>62.5%</td></tr></table>			法人区分（概要）	標準税率	税率	資本金1億円超の普通法人	基準法人 所得割額	26.0%	特別法人	34.5%	資本金1億円以下の普通法人、公益法人等、 投資法人等	37%	電気供給業※、ガス供給業（導管ガス供給業）、 保険業を営む法人 ※次欄のものを除く	基準法人 収入割額	30%	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給 事業）を営む普通法人	40%	ガス供給業（特定ガス供給業）	62.5%
法人区分（概要）	標準税率	税率																		
資本金1億円超の普通法人	基準法人 所得割額	26.0%																		
特別法人		34.5%																		
資本金1億円以下の普通法人、公益法人等、 投資法人等		37%																		
電気供給業※、ガス供給業（導管ガス供給業）、 保険業を営む法人 ※次欄のものを除く	基準法人 収入割額	30%																		
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給 事業）を営む普通法人		40%																		
ガス供給業（特定ガス供給業）		62.5%																		
5 適 用 期 日	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。																			